

## 愛知県立大学就職関係業務運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、職業安定法（昭和22年法律第141号。以下「法」という。）第33条の2の規定に基づき、愛知県立大学（以下「本学」という。）が行う無料の職業紹介業務（以下「紹介業務」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(紹介業務の範囲)

第2条 紹介業務は、本学の在校生及び卒業生（ただし、卒業後三年以内の者に限る。以下「学生等」という。）を対象とする。

(職業選択の自由)

第3条 法第2条に規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、求職者の希望と能力に応じる職業に速やかに就くことができるように努めるものとする。

(均等待遇)

第4条 求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的取扱は行わないこととする。

(求人者の受理範囲)

第5条 法第5条の5より、次の場合を除き、学生等を対象とする全ての求人（※）を受理することとする。

- (1) 申込みの内容が法令に違反している場合
- (2) 法令により明示が義務づけられている労働条件を明示しない場合
- (3) 賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合並びに本学の教育目的に反する場合

(求人者の申込み)

第6条 求人者の申込みは、所定の求人票に記入して行うものとする。

(労働条件の明示)

第7条 求人票において、法令により義務づけられた労働条件等の明示を求めることとする。ただし、紹介の実施について、緊急の必要があるため、あらかじめ書面の交付ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめ書面の交付以外の方法により明示を求めることとする。

(求職者の申込み)

第8条 本学は、求職者の申込みの内容が法令に違反している場合を除き学生等のいかなる求職も受理することとする。

第9条 求職者の申込みは、所定の求職票に記入して行うものとする。

(紹介の原則)

第10条 求人者に対しては、その希望に適合する求職者の紹介に努めるものとする。

第11条 紹介に際しては、求職者に、紹介時において、従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付により明示することとする。

(紹介業務の紹介状)

第12条 求職者を求人者に紹介する場合は、求人者の依頼により、紹介状を発行するものとする。

(労働争議に対する不介入)

第13条 労働争議(同盟罷業又は作業所閉鎖)中の事業所に対する紹介は争議が解決するまで行わないものとする。

(職業紹介業務担当者)

第14条 学長は、学長に代わって紹介業務に関する業務を担当する者(以下「紹介業務担当者」という。)を職員の中から選任することができるものとする。

(個人情報の保護)

第15条 求職者の個人情報を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、その業務の目的の達成に必要な範囲内で行わなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りではない。

2 求職者の個人情報の適正管理に関し必要な事項は、別に定める。

(守秘義務)

第16条 法第51条の2の規定に基づき、紹介業務担当者は、その業務に関して知り得た個人的な情報は全て秘密とし、他にこれを漏らしてはならない。紹介業務担当者の任を解かれた後においても、同様とする。

(採否の報告等)

第17条 紹介した求職者の採用又は不採用を求人者が決定した場合には、遅滞なくその結果を報告するように求めることとする。

(その他)

第18条 本学は、公共職業安定機関と連携し、求職者及び求人者に必要な雇用情報その他の適職選択及び労働者の雇入れに資する情報の提供に努めることとする。

第19条 紹介業務に使用する帳票の種類は次のとおりである。

(1) 求人票

(求人票に含める事項)

職業安定法第5条の3に基づき求人票に含まなければならない事項、受付年月日、求人者名及び所在地、代表者名、採用事務担当者の役職氏名、事業内容等の事業所の概要、求人数、福利厚生、応募書類、応募受付方法

(2) 求職票

(求職票に含める事項)

受付年月日、求職者の氏名、生年月日、性別、現住所、学科等、就職希望の条件(業種、職種、勤務地、企業名)

(3) 紹介状

(紹介状に含める事項)

紹介年月日、求人者氏名、求職者氏名、職種、無料職業紹介事業者名・印

第20条 公共職業安定所に対する必要な職業紹介状況等の報告を行うこととする。

第21条 本学の紹介業務に係る運営は全て職業安定法関係法令及び関係通達に基づいて運営することとする。

(※) ただし、以下に該当する求人者からの学校卒業見込者等であることを条件とした求人とは扱わない。

○若者雇用促進法第11条によって、公共職業安定所が求人不受理とすることができる求人者に該当する旨の自己申告があった求人者

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。